

(証券コード 2613)
平成26年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
株式会社 J-オイルミルズ
代表取締役社長 榎 田 純 和

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成26年6月23日（月）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 「ベルサール汐留」 東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル 地下1階ホール
(会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第12期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 買収防衛策更新のための新株予約権無償割当ての委任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のおわが国経済は、輸出の持ち直しや企業収益の改善等を背景に緩やかな景気回復の傾向にありました。

製油産業におきましては、主原料である大豆および菜種の相場は、全体として高値圏で推移する展開となりました。さらに、円安の進行が原料調達コストを押し上げる要因となりました。

大豆のシカゴ相場は、米国大豆の需給逼迫・作付け遅延等の悪材料が重なり、4～6月にかけて1ブッシェル当たり14米ドルから15米ドル超へと大幅な上昇となりましたが、その後は米国産地において良好な天候に恵まれたこと等から下落する展開となりました。しかし2月に入ると、中国を主とした需要が引き続き旺盛なことや、ブラジル産地での過剰降雨の懸念等から反転し、期末には再び1ブッシェル当たり14米ドルを超える展開となりました。

菜種のウィニペグ相場も、4～6月上旬にかけて1トン当たり620加ドルから650加ドルへ上昇しましたが、その後はカナダ産地において良好な天候に恵まれたこと等から下落する展開となりました。その後2月に入ると、パーム油減産見通しによる世界的な油脂価格上昇等の要因から反転し、1トン当たり450加ドル付近で期末を迎えました。

このような中、当社は、製品の供給責任を果たすために、産地の多様化など原料の安定調達に努めており、それを可能にするためにも、コスト増加を含む製品価値に見合った販売価格を実現すべく、得意先に粘り強く理解を求めてまいりました。4月からの油脂製品の価格改定につきましては一定の理解を得られたものの、原料相場が上昇から下降に転じたことから、7月からの価格改定は浸透せず、その後市場では価格の下落が続きました。

他方、当社は、オリーブオイル・ごま油等の家庭用プレミアムオイルや、バターの代替として使える風味油等の業務用高機能性油の拡販や新製品の投入、お客様をサポートする「お役立ち営業」の徹底、付加価値型のミール製品の生産能力を増強する等の施策に取り組んでまいりました。また、中期経営計画の柱のひとつである成長分野への展開に関しても、インドおよびタイで合弁契約を締結する等、将来に向けた取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,964億44百万円（前期比9.8%増）、営業利益55億32百万円（前期比3.0%増）、経常利益63億27百万円（前期比7.3%増）、当期純利益37億85百万円（前期比0.2%減）となりました。

なお、7月11日に当社は、段ボール用でん粉の取引において独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。その後、外部専門家の助言等も踏まえ慎重に検討した結果、今回の命令の内容については当社の認識とは異なることから、9月5日に同委員会に対し審判請求を行い、現在審判手続き中であります。また社内においては、営業担当者全員による「独禁法遵守ガイドライン」の読み合わせ・再確認や、同業他社との接触があった場合の報告制度を社内イントラに設置する等、さらなるコンプライアンス体制の強化に取り組みました。

当事業年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

(製油事業)

油脂部門においては、原料コスト増加を含む製品価値に見合った販売価格の実現に取り組みました。

家庭用油脂は、“オリーブオイルの風味が気軽に楽しめる”新製品「AJINOMOTO Euroolive[®]」(ユーロリーブ)を8月に発売する等、オリーブオイル・ごま油等のプレミアムオイルを中心に拡販した結果、販売数量は前期をわずかに上回りました。

業務用油脂は、“長く使える”をコンセプトにした「長調得徳[®]」シリーズのラインナップに、ボトル製品を新たに加えるなど高機能性油の拡販に注力した結果、販売数量は前期をわずかに上回りました。

マーガリン部門においては、家庭用マーガリンは、昨年3月に発売した新製品「カルピス[®]ソフト」が好評を博したものの、全体として販売数量は微減となりました。業務用マーガリンは、前期に発売した“自然な乳の風味”が特長の「マイスター[®]デリシア」が堅調に推移したものの、全体として販売数量は前期をやや下回りました。

油糧部門においては、搾油量が前期並みとなったことから大豆ミール・菜種ミールの販売数量は横ばいとなりましたが、円安進行や高付加価値製品の拡販に伴い販売価格が上昇したことにより、売上高は前期を大きく上回りました。

(その他)

飼料部門においては、酪農家戸数と乳牛飼養頭数が減少する依然として厳しい販売環境の中、販売数量は前期をやや下回りましたが、大豆ミール等の原料相場上昇に伴う販売価格の改定により、売上高は前期を上回りました。

スターチ部門においては、販売数量は前期を下回ったものの、粒状でん粉「ネオトラスト[®]」等の新製品の拡販や、タピオカ製品の価格は正が一部達成されたこと等により、売上高は前期を上回りました。

健康食品部門においては、健康食品事業は、「百歳の朝食」をテーマにした大豆

レシチンの拡販を行いました。全体として売上高は前期並みとなりました。ファイン事業は、円安効果によりビタミンK2の海外販売が回復したことや、トコフェロールが旺盛な需要を受け伸長したこと等により、販売数量・売上高とも前期を大きく上回りました。大豆蛋白を原料とするシート食品「まめのりさん[®]」も、米国向けを中心に販売数量が好調に推移し、売上高も前期を大きく上回りました。

売上高内訳

		金額	比率
売上高	製油事業	187,063 <small>百万円</small>	95.2 %
	その他	9,380	4.8
計		196,444 <small>百万円</small>	100.0 %

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

社債50億円の償還資金とするため、平成25年9月に6金融機関によるシンジケーション方式で長期借入金50億円を調達しております。

平成22年11月に設定した主取引5金融機関との貸付限度額150億円のコミットメントライン契約について、平成25年11月に更新しております。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、8,111百万円で、主なものは、横浜地区（工場・研究所）の土地取得および各工場での生産設備の更新・増強工事等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

辻製油株式会社に対して、平成25年4月1日付で、9.9%の追加出資を行いました。これにより同社への出資は20.0%となり当社の持分法適用会社となりました。

インドの大手食用油脂メーカーである Ruchi Soya Industries Limited および豊田通商株式会社と共同で、高付加価値植物油の製造・マーケティングを目的とする合弁会社 Ruchi J-Oil Private Limited を設立することで合意し、平成26年2月14日付で26.0%出資し、当社の持分法適用会社となりました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、当該事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第9期 平成22年度	第10期 平成23年度	第11期 平成24年度	第12期 (当事業年度) 平成25年度
売 上 高	165,680 <small>百万円</small>	173,769 <small>百万円</small>	178,912 <small>百万円</small>	196,444 <small>百万円</small>
経 常 利 益	3,517 <small>百万円</small>	3,727 <small>百万円</small>	5,898 <small>百万円</small>	6,327 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	1,349 <small>百万円</small>	2,170 <small>百万円</small>	3,793 <small>百万円</small>	3,785 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	8 08 <small>円 銭</small>	13 00 <small>円 銭</small>	22 74 <small>円 銭</small>	22.69 <small>円 銭</small>
総 資 産	137,829 <small>百万円</small>	139,907 <small>百万円</small>	147,739 <small>百万円</small>	151,312 <small>百万円</small>
純 資 産	63,107 <small>百万円</small>	64,313 <small>百万円</small>	67,848 <small>百万円</small>	70,419 <small>百万円</small>
1株当たり純資産	378 04 <small>円 銭</small>	385 27 <small>円 銭</small>	406 75 <small>円 銭</small>	422.20 <small>円 銭</small>

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社の製油・油脂事業を取り巻く環境は、中国、インドなど経済新興国における穀物需要の増大により、主原料である大豆および菜種の相場が非常に高値圏で推移しています。さらに一昨年よりの円安の進行の影響は大きく、製造コストを押し上げる要因となっており、収益は厳しい状況となっております。

一方、国内のデフレ傾向は少しずつ改善に向かいつつあるようですが、当社の主な販売商品である食用油市場では、未だに実感できる状況にはございません。今後さらに、昨年より交渉に入ったTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が実施される段階になれば、当社の基盤である搾油事業に少なからず影響を及ぼすことが予想されます。

このような中、当社グループは、2014年度を初年度とする7ヶ年の第四期中期経営計画を策定いたしました。『ステークホルダー（株主・取引先・社員・社会）の幸せを実現する』ことを経営目標に掲げ、目標達成に向け各種の施策に取り組んでまいります。

(第四期中期経営計画（2014～2020年度）の概要)

(1) 基本方針

『安定と成長 2020』 ～質の向上を伴った「構造変革」～

(2) 基本戦略

新中期経営計画は質の向上を伴った「構造変革」を目指します。この「構造変革」は、事業自体の変革を目指すとともに、当社内の変革も目指すものであります。事業に関しては、①製油領域、②食品・ファインケミカル領域、③海外事業領域の「構造変革」、企業・社員としては、④仕事の質の変革、⑤組織の変革、⑥人財の育成・変革に取り組みます。

①製油領域での「構造変革」

私達は、TPPにより、大きく影響を受ける可能性のある国内搾油の在り方を見直してまいります。油糧、油脂の両面で継続して、製品の安定供給と高付加価値化をさらに進めます。その内容は以下の通りです。

搾油・油糧：変化に対応した搾油拠点の見直し。

油脂：オリーブオイルに代表される高付加価値型商品の提案や新たな商品開発、成長チャネルへの取り組み。

海外：インド、タイ（アセアン）、中国、北米などでの事業展開の加速。

②食品・ファインケミカル領域

この領域は、スターチ、健康食品、ファイン商品、化成品からなる様々な事業を核としております。高齢者の新型栄養失調（油脂摂取不足）改善、国内アクティブシニアおよび海外での栄養改善に貢献する“新しい油脂の摂食手段”の提案や、ファインケミカル領域の新事業である「がん診断薬」

等により、社会にも貢献したいと考えます。

また、レジスタントスターチ、VK2、サポニン、「まめのりさん[®]」などの海外展開、化成品では抗菌剤の拡販に向け対応分野の開発を進めます。

③海外事業の構造変革

インドでは Ruchi Soya Industries Limited と共同でインド市場に合致した機能油・健康油の発売を、中国では龍大食品集团有限公司と共同での業務用油脂市場への参入を、タイではスターチの拡売と開発機能および業務用油脂の発売を、米国では食品・ファイン事業中心の展開を目指します。

上記の事業戦略を実現するために、④仕事の質の変革、⑤組織の変革、⑥人財の育成・変革にも取り組んでまいります。

第四期中期経営計画では、コストダウン目標を50億円（7ヶ年累計）としております。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
製油事業	家庭用油脂・業務用油脂・加工用油脂 マーガリン 油糧（大豆ミール・菜種ミール・食品大豆）
その他	飼料 スターチ（コーンスターチ・加工でん粉） 健康食品（栄養補助食品・トコフェロール） 倉庫業・不動産賃貸等

(6) 主要な事業所

本 社	東京都中央区明石町8番1号			
支社および支店	東京支社 (東京都中央区)	大阪支社 (大阪市北区)	北海道支店 (札幌市中央区)	東北支店 (仙台市青葉区)
	関東支店 (東京都中央区)	名古屋支店 (名古屋市中区)	北陸支店 (石川県金沢市)	中国支店 (広島市中区)
	四国支店 (香川県高松市)	九州支店 (福岡市中央区)		
工場および事業所	千葉工場 (千葉市美浜区)	横浜工場 (横浜市鶴見区)	静岡工場 (静岡市清水区)	浅羽工場 (静岡県袋井市)
	神戸工場 (神戸市東灘区)	若松工場 (北九州市若松区)	坂出事業所 (香川県坂出市)	
研 究 所	油脂研究所 (横浜市鶴見区・静岡市清水区)			
	油糧蛋白研究室 (横浜市鶴見区)			
	スターチ研究所 (横浜市戸塚区)			
	ファイン研究所 (静岡県袋井市)			
	生化学研究所 (横浜市戸塚区)			

(注) 関東支店は平成26年4月14日付で、群馬県高崎市に移転しました。

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
969名	26名減	42.1歳	16.1年

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	4,438
農林中央金庫	4,180
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,640

(注) 上記の他に6金融機関によるシンジケート・ローン4,500百万円の借入があります。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社J-ウィズ	20	100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
日華油脂株式会社	400	100	油脂の販売
株式会社J-ケミカル	90	100	接着剤・ホルマリン等の販売

(注) 日華油脂株式会社は平成26年2月26日開催の臨時株主総会において、資本の充実を図るため、利益剰余金110百万円を資本金に組み入れることを決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 167,542,239株 (うち自己株式749,920株)
 (3) 株 主 数 22,610名 (前期比4,093名増)
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (持株比率)	
	千株	%
味 の 素 株 式 会 社	45,269	(27.14)
三 井 物 産 株 式 会 社	20,877	(12.52)
東京海上日動火災保険株式会社	4,143	(2.48)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,989	(2.39)
J-オイルミルズ取引先持株会	3,351	(2.01)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,713	(1.63)
三井住友海上火災保険株式会社	2,713	(1.63)
農 林 中 央 金 庫	2,701	(1.62)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,608	(1.56)
不 二 製 油 株 式 会 社	2,000	(1.20)
辻 製 油 株 式 会 社	2,000	(1.20)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	煤 田 純 和	
取締役兼専務執行役員	中 園 直 樹	食品・ファイン部門担当
取締役兼専務執行役員	松 居 伸 一	油脂営業部門、油脂事業部門担当
取締役兼常務執行役員	吉 田 哲	生産部門担当 企業行動委員会委員長
取締役兼常務執行役員	善 当 勝 夫	東京支社長
取 締 役	品 田 英 明	
常勤監査役	櫻 井 宏 之	
常勤監査役	田 辺 多 聞	
監 査 役	日 下 宗 仁	

- (注) 1. 取締役品田英明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
同氏は、味の素株式会社の取締役常務執行役員および東海澱粉株式会社取締役を兼職しております。
2. 常勤監査役田辺多聞および監査役日下宗仁の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しております。
同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
同氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐伯賢および星野国幸の両氏は、平成25年6月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取 締 役		監 査 役 (うち社外監査役)	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
	名	百万円	名	百万円
基 本 報 酬	5	122	5 (3)	40 (22)
役 員 賞 与	5	29	—	—
退職慰労引当金繰入額	5	26	3 (2)	4 (2)
計	—	178	—	44 (25)

- (注) 1. 社外取締役1名は無報酬のため含まれておりません。
2. 基本報酬には、平成25年6月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(内、社外監査役1名)を含んでおります。
3. 取締役の基本報酬限度額は月額20百万円であります(平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議)。
監査役の基本報酬限度額は月額5百万円であります(平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議)。
4. 平成25年6月27日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、当事業年度において、退任監査役2名(内、社外監査役1名)に対し20百万円(内、社外監査役7百万円)の退職慰労金を支給いたしました。(この金額には、過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役品田英明氏は、味の素株式会社の取締役常務執行役員および東海澱粉株式会社の取締役を兼職しております。

味の素株式会社は当社の筆頭株主であり、当社は同社との間で業務提携に関する基本契約を締結し、ブランド使用・一部販売ルートの利用・出向者受け入れ等、食用油脂事業に関する提携関係を築いております。

東海澱粉株式会社との間では、当社の油脂・大豆たん白・でん粉製品の取引関係があります。

社外監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	品 田 英 明	平成25年6月27日の就任後に開催した当事業年度の取締役会13回のうち12回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
常勤監査役	田 辺 多 聞	平成25年6月27日の就任後に開催した当事業年度の取締役会13回および監査役会31回すべてに出席し、食品業界での長年の勤務による豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	日 下 宗 仁	当事業年度に開催した取締役会17回および監査役会39回のうち、取締役会はすべてに、監査役会は38回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および当社定款第37条の定めに基づき、当社は社外監査役日下宗仁氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の監査業務に係る報酬等の額

69百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

69百万円

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準（I F R S）への移行等に関する助言業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

取締役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意または請求を経て、その解任または不再任を株主総会の目的とするよう必要な決定を行うものとします。

5. 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

（1）業務運営の基本方針

現代は企業の社会的責任が問われる時代であり、成熟化した21世紀型の社会の企業に対する期待は、経済的価値の提供のみならず、社会的価値や環境的価値の提供まで広がってきている。当社は経済、環境、社会等の幅広い分野においてその責任を果たし、そのことにより当社自身の持続的な発展を実現していくことを、業務運営の基本とする。

（2）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制を統括する組織として、社長の指名する役付取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する「企業行動委員会」を設置している。「企業行動委員会」は、当社の経営者、従業員が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」に基づいた経営、企業活動が行われているかを審議する。また、当社の企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、その中には「内部通報制度（ヘルプライン）」についても規定し、取締役、使用人等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、「企業行動委員会」に通報しなければならないと定めている。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けている。さらには、「独禁法遵守」にあたっては、特にその「ガイドライン」を策定し、取締役、使用人を問わず、その周知徹底を実施する。

（3）取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の適切な保存・管理を行う。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- ④ 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

以上これらの情報セキュリティに関するガイドラインを制定し、個人情報保護に関しては、その重要性に鑑み、「個人情報保護規程」を制定する。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全体的なリスク管理を担当する部署を置き、その下に全社横断的な「リスク管理会議」を設置する。企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現するこ

とを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、トータル・リスクマネジメントの実践的運用を行う。

また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役および社長の指名する執行役員が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。個別業務の運営に関しては、事業環境を踏まえた年度予算と中期経営計画の策定により、全社が一丸となって達成すべき目標を設定、具体策を立案しながら実現に邁進する。

(6) J-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための「企業行動委員会」等をグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保する。また、業務の適正と効率性を確保するために、当社規程類もあわせグループ会社にも適用する。グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重するも、事業内容および重要案件に関しては当社の経営会議において協議することとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の求めに応じてスタッフを置くべきときは、その人事も含め取締役と監査役間において意見交換を行い、スタッフを適宜置く。また、社内監査業務を行う監査部とも密接に連携し、監査役の職務遂行に資する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事は取締役と監査役間において意見交換の後、監査役会の同意を必要とする。

(9) 監査役への報告に関する事項

取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所・工場や関係会社への往査を実施することができる。監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力する。

また、常勤監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席する。また、稟議書およびその他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることとする。なお、監査役は、当社会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うことで、連携を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

（１）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事務の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（２）基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給して

きた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げることができます。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員

① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。また、当社の企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、まず『ステークホルダー（株主・取引先・社員・社会）の幸せを実現する』という基本理念を策定しております。

このような基本理念の下、当社は中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

平成24年3月期を初年度とする3ヶ年計画である第三期中期経営計画においては、10年後を見据えた『安定と成長2020』を基本方針とし、成熟市場である製油・油脂事業においては、(Ⅰ) 価値に見合う製品価格の実現、(Ⅱ) コストダウン、(Ⅲ) 付加価値製品の開発と上市により、収益の改善と安定を図るとともに、新規事業、海外油脂事業、食品・ファイン事業、化成品事業を新たな成長軸と位置付け果敢に挑戦してゆくこととし、この両軸をもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。

業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）・非常勤の社外監査役1名の3名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような

仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について、20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (v) 上記 (ii) 乃至 (iv) にかかわらず、当社取締役会は、(a) 買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b) 新株予

約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

- (vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、平成26年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規定」および大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (ii) 株主意思を重視するものであること。
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること。
- (vii) デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻

止できない買収防衛策) やスローハンド型買収防衛策 (取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策) ではないこと。

以上

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	151,312	負債の部	80,892
流動資産	81,561	流動負債	54,025
現金及び預金	5,691	買掛金	19,238
受取手形	456	短期借入金	16,150
売掛金	36,807	1年内返済予定の 長期借入金	1,138
商品及び製品	14,058	未払金	2,723
原材料及び貯蔵品	21,182	設備関係未払金	3,246
前払費用	239	未払費用	4,787
繰延税金資産	1,423	未払法人税等	1,747
短期貸付金	143	未払消費税等	385
その他	1,559	前受金	16
		預り金	3,344
		賞与引当金	954
		役員賞与引当金	29
		リース債務	239
		資産除去債務	23
		その他	0
固定資産	69,709	固定負債	26,866
有形固定資産	55,488	社債	12,000
建物	9,312	長期借入金	4,400
構築物	3,520	退職給付引当金	3,188
機械及び装置	17,864	役員退職慰労引当金	371
車両運搬具	4	環境対策引当金	132
工具、器具及び備品	350	繰延税金負債	4,146
土地	22,598	リース債務	456
リース資産	695	資産除去債務	499
建設仮勘定	1,142	長期預り敷金保証金	1,672
無形固定資産	438	純資産の部	70,419
のれん	60	株主資本	67,071
特許権	3	資本	10,000
ソフトウェア	331	資本剰余金	43,717
施設利用権	43	資本準備金	32,393
その他	0	その他資本剰余金	11,323
投資その他の資産	13,782	利益剰余金	13,596
投資有価証券	9,529	利益準備金	2
関係会社株式	3,590	その他利益剰余金	13,594
出資	9	固定資産圧縮積立金	377
長期貸付金	6	繰越利益剰余金	13,216
長期前払費用	14	自己株式	△242
その他	770	評価・換算差額等	3,348
貸倒引当金	△138	その他有価証券評価差額金	3,307
繰延資産	41	繰延ヘッジ損益	41
社債発行費	41		
資産合計	151,312	負債及び純資産合計	151,312

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		196,444
売 上 原 価		168,227
売 上 総 利 益		28,216
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,684
営 業 利 益		5,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	951	
雑 収 入	144	1,100
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119	
社 債 利 息	65	
支 払 手 数 料	100	
雑 支 出	19	304
経 常 利 益		6,327
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	66	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	16	85
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	367	
固 定 資 産 売 却 損	0	
減 損 損 失	51	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11	
会 員 権 評 価 損	0	
リ 一 ス 解 約 損	8	
課 徴 金 等	56	496
税 引 前 当 期 純 利 益		5,916
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,320	
法 人 税 等 調 整 額	△188	2,131
当 期 純 利 益		3,785

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成25年4月1日残高	10,000	32,393	11,323	43,717
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△0	△0
平成26年3月31日残高	10,000	32,393	11,323	43,717

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		固定資産圧縮積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
平成25年4月1日残高	2	444	10,865	11,312	△238	64,791
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,501	△1,501		△1,501
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△67	67	—		—
当 期 純 利 益			3,785	3,785		3,785
自 己 株 式 の 取 得					△3	△3
自 己 株 式 の 処 分					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	△67	2,351	2,284	△3	2,280
平成26年3月31日残高	2	377	13,216	13,596	△242	67,071

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成25年4月1日残高	2,944	113	3,057	67,848
当期変動額				
剰余金の配当				△1,501
固定資産圧縮 積立金の取崩				—
当期純利益				3,785
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	362	△71	290	290
当期変動額合計	362	△71	290	2,571
平成26年3月31日残高	3,307	41	3,348	70,419

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	156,197	負 債 の 部	82,217
流 動 資 産	85,406	流 動 負 債	54,533
現金及び預金	6,309	支払手形及び買掛金	21,309
受取手形及び売掛金	39,884	短期借入金	16,150
商品及び製品	14,131	1年内返済予定の 長期借入金	1,138
原材料及び貯蔵品	21,183	未払法人税等	1,921
繰延税金資産	1,549	未払消費税等	398
その他	2,354	賞与引当金	1,001
貸倒引当金	△5	役員賞与引当金	33
		その他	12,580
固 定 資 産	70,749	固 定 負 債	27,683
有 形 固 定 資 産	56,337	社 債	12,000
建物及び構築物	12,949	長期借入金	4,400
機械装置及び運搬具	17,884	退職給付に係る負債	4,270
土地	23,293	役員退職慰労引当金	395
建設仮勘定	1,142	環境対策引当金	132
その他	1,068	繰延税金負債	3,258
無 形 固 定 資 産	386	長期預り敷金保証金	2,271
投資その他の資産	14,024	その他	956
投資有価証券	13,461	純 資 産 の 部	73,979
長期貸付金	6	株 主 資 本	71,206
その他	695	資 本 金	10,000
貸倒引当金	△138	資 本 剰 余 金	31,633
		利 益 剰 余 金	29,931
繰 延 資 産	41	自 己 株 式	△358
社債発行費	41	その他の包括利益累計額	2,772
		その他有価証券評価差額金	3,434
		繰延ヘッジ損益	41
		為替換算調整勘定	23
		退職給付に係る調整累計額	△725
資産合計	156,197	負債及び純資産合計	156,197

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		205,060
売上原価		174,461
売上総利益		30,599
販売費及び一般管理費		24,342
営業利益		6,257
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	445	
持分法による投資利益	207	
雑収入	153	810
営業外費用		
支払利息	182	
支払手数料	100	
雑支出	23	305
経常利益		6,762
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	66	
環境対策引当金戻入額	16	85
特別損失		
固定資産除却損	368	
固定資産売却損	0	
減損損	51	
投資有価証券評価損	11	
会員権評価損	0	
リース解約損	8	
課徴金等	56	497
税金等調整前当期純利益		6,350
法人税、住民税及び事業税	2,619	
法人税等調整額	△181	2,437
少数株主損益調整前当期純利益		3,913
少数株主利益		—
当期純利益		3,913

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	10,000	31,633	27,388	△240	68,781
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,501		△1,501
当 期 純 利 益			3,913		3,913
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
持分法の適用範囲の変動			131	△114	17
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	2,543	△118	2,425
平成26年3月31日残高	10,000	31,633	29,931	△358	71,206

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成25年4月1日残高	3,098	113	△11	—	3,200	71,981
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,501
当 期 純 利 益						3,913
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
持分法の適用範囲の変動						17
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	335	△72	34	△725	△427	△427
当 期 変 動 額 合 計	335	△72	34	△725	△427	1,997
平成26年3月31日残高	3,434	41	23	△725	2,772	73,979

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 天野 清彦 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 天野 清彦 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、平成25年6月27日開催の監査役会に於いて、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会、経営会議、企業行動委員会、品質環境会議等重要な会議に出席するとともに、代表取締役との定期会合及び取締役、執行役員等とのヒアリングの場に於いて、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社等主要な事業所に於いて業務及び財産の状況を調査致しました。
- (3) 各監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証すると同時に、意見表明を致しました。また、監査部と毎月定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 各監査役は、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容及び同号の取組み具体的内容につき、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、検討を加えました。
- (5) 各監査役は、国内連結子会社及び主な関連会社の代表取締役等から、事業の状況や職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、情報の交換を行いました。
- (6) さらに、各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整理している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (7) 財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査部、新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。同じく同条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- 五 財務報告に係る内部統制については、本監査報告の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

尚、事業報告に記載されている当社独占禁止法違反に対しては、現在審判手続き中であり、今後の推移については監査役会として十分注視するとともに、当社取締役が、法令順守体制の更なる構築とその運用について、引き続き取り組んでいることを確認しています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

株式会社J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 櫻井宏之 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 田辺多聞 ㊟

監査役(社外監査役) 日下宗仁 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への安定した利益還元維持と企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、前期末の普通配当額4円に創立10周年記念配当1円を加え、次のとおり1株につき5円とさせていただきますと存じます。

なお、これにより、中間配当額1株につき4円と合わせて、当期の年間配当額は1株につき9円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

(うち 普通配当 金4円・創立10周年記念配当 金1円)

配当総額 833,961,595円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日(水)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うめだ すみかず 榎田 純和 (昭和25年8月2日生)	昭和49年4月 味の素株式会社入社 平成5年7月 同社調味料・油脂事業本部油脂部部长 平成13年3月 味の素製油株式会社常務取締役 平成14年4月 当社取締役 平成16年1月 味の素製油株式会社専務取締役 平成16年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社専務執行役員 平成22年4月 当社代表取締役 平成22年6月 当社代表取締役社長(現任)	36,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	まつい しんいち 松居伸一 (昭和28年11月6日生)	昭和52年4月 豊年製油株式会社入社 平成9年6月 同社食品・油脂本部製油部長 平成11年6月 同社取締役 平成13年6月 同社執行役員 平成16年7月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年7月 当社油脂営業部門担当 平成23年6月 当社専務執行役員(現任) 平成23年7月 当社油脂事業部門担当 平成26年4月 当社事業本部長兼人財開発部、 総務・リスク管理部、経理部、 法務部、情報システム部担当兼 企業行動委員会委員長(現任)	30,000株
3	よしだ さとし 吉田哲 (昭和32年1月30日生)	昭和54年4月 吉原製油株式会社入社 平成17年6月 当社横浜工場長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年7月 当社生産部門担当 平成24年6月 当社企業行動委員会委員長 平成26年4月 当社生産本部長(現任)	5,260株
4	ぜんとう かつお 善当勝夫 (昭和32年11月29日生)	昭和56年4月 味の素株式会社入社 平成12年7月 同社油脂部部長 平成15年6月 味の素製油株式会社取締役 平成17年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員(現任) 平成21年7月 当社東京支社長 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社営業本部長兼新事業企画 本部長(現任)	11,000株
5 ※	ごとう やすお 後藤康夫 (昭和37年1月19日生)	昭和59年4月 豊年製油株式会社入社 平成18年4月 当社人財開発部長 平成19年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社常務執行役員(現任) 平成26年4月 当社製油本部長(現任)	16,100株
6 ※	ばんない あきお 坂内昭夫 (昭和36年7月26日生)	昭和60年4月 豊年製油株式会社入社 平成17年4月 当社原料部長 平成19年6月 当社執行役員(現任) 平成26年4月 当社新事業企画本部副本部長 兼新事業推進部長(現任)	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 ※	たしま いくかず 田 島 郁 一 (昭和33年8月5日生)	昭和57年4月 味の素株式会社入社 平成20年4月 当社油脂研究所長 平成21年6月 当社執行役員（現任） 平成26年4月 当社研究本部長（現任）	4,000株
8	しなだ ひであき 品 田 英 明 (昭和31年6月12日生)	昭和55年4月 味の素株式会社入社 平成18年7月 同社加工食品部長 平成21年6月 同社執行役員 平成25年6月 同社取締役常務執行役員食品事業本部長（現任） 平成25年6月 当社社外取締役（現任） 平成25年9月 東海澱粉株式会社取締役（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. ① 品田英明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
② 同氏を社外取締役候補者とした理由は、味の素株式会社の取締役として広く食品業界および会社経営に精通しており、その知識と経験を当社の経営に活かしてもらうことが期待されるためであります。
③ 同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名のうち社外取締役を除く5名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額2,980万円を支給することといたしたいと存じます。
なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役中園直樹氏に対しまして、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
なかぞの なおき 中 園 直 樹	平成15年6月 当社取締役（現任）

第5号議案 買収防衛策更新のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成23年6月29日開催の第9回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧対応策」といいます。）を更新しましたが、この旧対応策は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

つきましては、下記1.「提案の理由」に記載した理由により旧対応策を更新することといたしたく（以下「本更新」といい、本更新後の対応策を「本対応策」といいます。）、当社定款第19条の定めに基づき、下記2.「本対応策の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

記

1. 提案の理由（本対応策更新の必要性）

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 本対応策の内容

(1) 本対応策の概要

(a) 本対応策に係る手続

本対応策は、当社の株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、当該買取者に対し、事前に当該買取に関する情報の提供を求め、当社が、当該買取についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買取者との交渉等を行っていくための手続を定めるものです（その詳細については下記(2)「本対応策の発動に係る手続」をご参照下さい。）。なお、買取者には、本対応策に係る手続を遵守いただき、本対応策に係る手続の開始後、(i)後述のとおり独立委員会による新株予約権の無償割当の不実施に関する勧告がなされるまでの間、又は(ii)新株予約権の無償割当ての実施の可否を問うための株主総会（その主な内容は下記(2)「本対応策の発動に係る手続」(f)において詳述するものとし、以下「株主意思確認株主総会」といいます。）が招集された場合には、同株主意思確認株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が否決されるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当てによる本対応策の発動

買取者が本対応策において定められた手続に従うことなく買取を行う場合、又は、買取者による買取が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買取者による権利行使は認められないとの行使条件並びに当社が当該買取者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。本新株予約権の主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとし、）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 本対応策の合理性を高める仕組みの設定

本対応策においては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（注1）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合において、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたり、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付し

た場合、又は、取締役会が株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集の上、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

なお、本更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外監査役1名及び社外の有識者の2名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は(注2)のとおりです(本更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については(注1)をご参照下さい)。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応策に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合において、買取者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買取者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買取者の有する当社株式の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応策の発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本対応策は、以下の①又は②に該当する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案(注3)(当社取締役会が友好的と認めるものを除きます。以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。かかる買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予め本対応策に定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等(注4)について、保有者(注5)の株券等保有割合(注6)が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注7)について、公開買付け(注8)を行う者の株券等所有割合(注9)及びその特別関係者(注10)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本対応策の手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの)及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)

に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社は、本対応策に基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注11）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員、並びに買付者等の財務及び事業の方針の決定を支配する者を含みますが、これに限られません。以下同じ。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本関係、資本金の額又は出資金の額、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、直近2事業年度の財務状態、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）
- ② 当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
- ③ 買付等の目的、方法、時期及び具体的内容（買付等の対価の種類・価額、関連する取引の仕組み、買付等の実現可能性、買付等の適法性等を含みます。）
- ④ 買付等の対価の算定根拠（算定の基礎となる事実・過程、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等による一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ⑤ 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先（実質的な資金提供者を含みます。）の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - (i) 当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社利害関係者の取扱方針の具体的内容

- (ii) 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針
- (iii) 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由、並びに、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性

⑦ 反社会的勢力との関係に関する情報

⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・当社取締役会による代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が独立委員会検討期間（下記②に定義されます。）内で定める合理的な期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等から情報・資料等（追加的に要求したのものも含みます。）の情報を受領してから最長90日が経過するまでの間を検討期間（但し、下記(e)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）として設定します（注12）。

独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付説明書の提出の事実及びその概要、独立委員会検討期間が開始した

旨並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(e) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合にはその旨並びに延長の期間及び理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本対応策の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までには本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までには本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 独立委員会が本対応策の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存するこ

となった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、当社取締役会による代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長（延長期間は、30日間を上限とします。）する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うものとします。

(f) 取締役会の決議／株主意思確認株主総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

但し、当社取締役会は、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する勧告を行うか、株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認株主総会を招集する旨の決議を行った場合又は当社取締役会もしくは株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本対応策の発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本対応策の発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

発動事由その1

本対応策に定める手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の製品安全に対する信頼を毀損しかねない経営方針や、従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応策に基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に對し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式（注13）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株と致します。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ3ヶ月間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者（注14）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者（注15）、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け

もしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（注16）（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、一定の例外事由（注17）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（注18）には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、以上に加え、独立委員会の勧告に基づき、具体的な本新株予約権無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項（特定買付者等からの本新株予約権の取得に関する事項など）を定める場合があります。但し、特定買付者等が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭等（注19）の交付は行わないこととします。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会決議により別途定めるものとします。

(5) 本対応策の有効期間、廃止及び修正・変更等

本対応策の有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応策に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回又は当該委任の内容を変更する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本対応策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応策はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本総会による決議の趣旨に反しない場合（本対応策に関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応策の廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（修正等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令等による修正

本対応策で引用する法令の規定は、平成26年5月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(注1) 独立委員会規程としては、大要以下のような事項が定められる予定です。

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本対応策の対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 自ら又は当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本対応策の修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本対応策において独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社取締役会による代替案の提示を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注2) 本更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

日下 宗仁（くさか むねひと）

昭和26年2月23日生

昭和50年11月 監査法人太田哲三事務所（現・新日本有限責任監査法人）入所

昭和59年8月 公認会計士登録

平成22年7月 新日本有限責任監査法人退所

平成22年8月 日下公認会計士事務所開設

平成24年6月 株式会社J - オイルミルズ社外監査役就任（現任）

※日下宗仁氏と当社と間取引関係および特別の利害関係はありません。

田口 茂雄（たぐち しげお）

昭和21年12月13日生

昭和48年11月 監査法人太田哲三事務所（現・新日本有限責任監査法人）入所

昭和57年3月 公認会計士登録

平成21年6月 新日本有限責任監査法人退所

平成21年9月 日本公認会計士協会自主規制本部主任研究員就任（現任）

※田口茂雄氏と当社と間に取引関係および特別の利害関係はありません。

麦田 浩一郎（むぎた こういちろう）

昭和20年12月28日生

昭和44年10月 司法試験合格

昭和47年4月 米津合同法律事務所入所

平成6年8月 麦田法律事務所開設

平成22年6月 株式会社 J-オイルミルズ補欠監査役就任（現任）

※麦田浩一郎氏と当社と間に取引関係および特別の利害関係はありません。

（注3）「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

（注8）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

（注9）金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

（注10）金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

（注11）金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- (注12) 独立委員会検討期間は、独立委員会の役割・機能に鑑み、いかなる買収提案が行われたとしても適切かつ柔軟に対応できるよう設定しておりますが、独立委員会においては適時に検討を行うことが想定されております。
- (注13) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注14) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、及び、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- (注15) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注17) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は事後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者

等その他の特定買付者等が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の特定買付者等についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、特定買付者等の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「特定買付者等株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における特定買付者等株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の特定買付者等は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる特定買付者等による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

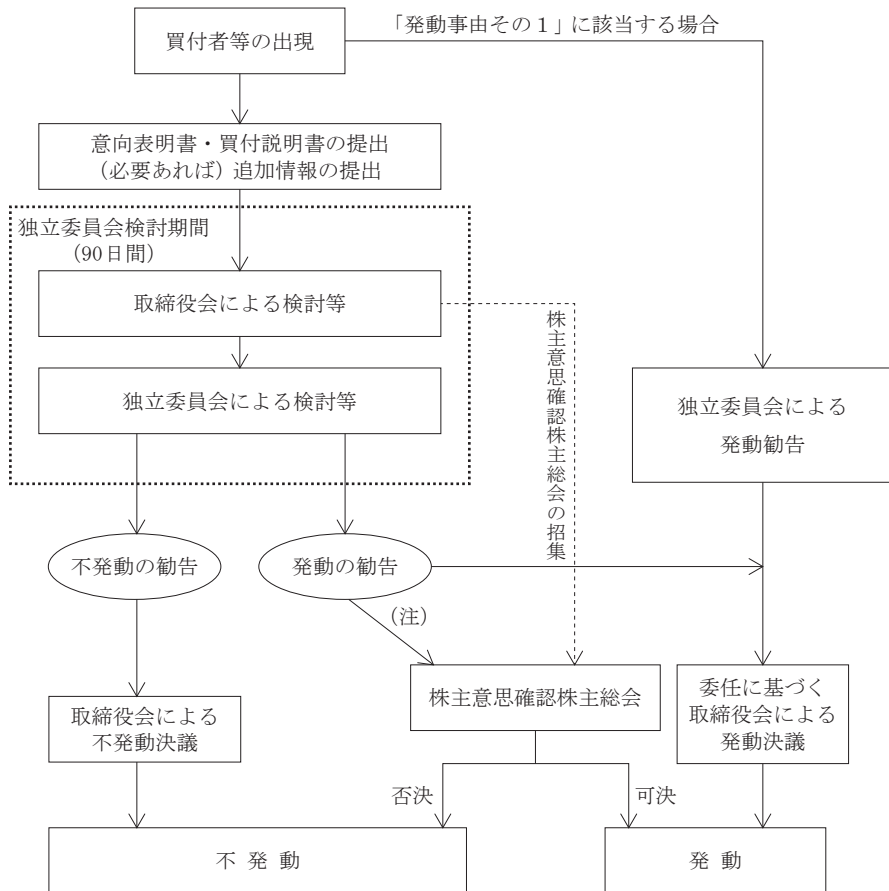
(注18) 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本対応策の発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、特定買付者等に該当しないこととなった場合等が考えられます。

(注19) 「金銭等」とは、会社法第151条に規定する金銭等を意味します。

以 上

(ご参考)

本対応策に係る手続の流れ



(注) (i) 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、(ii) ある買付等について「発動事由その2」の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合

※ 本フローチャートは、本対応策に係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。本対応策の詳細については、招集通知本文をご参照下さい。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 地下1階ホール

「地下通路」からのご案内です。各路線改札出口より地下通路をお通りください。



交通のご案内： J R 線 新橋駅 烏森口または汐留口改札より 徒歩約9分
都営地下鉄浅草線 新橋駅 JR新橋駅・汐留方面改札より 徒歩約9分
東京メトロ銀座線 新橋駅 4番出口より 徒歩約11分
都営地下鉄大江戸線 汐留駅 JR新橋駅方面改札より 徒歩約6分

◎当日は、お土産（当社商品）をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お1人様につき1個とさせていただきます。